

「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」 (1998年)の意義

江 部 秀 義

Abstract

This paper aims at analyzing the significance of the "association report concerning the adjustment of commercial law and corporate accounting (1998)."

According to this research report, commercial law has an information reporting function that is the same as corporate accounting. Therefore, it can be considered that the evaluation of assets should be assessed at the current price. This means that commercial law accounting has been reformed, and it is this reform that shows the significance of the previous report.

After the publication of this report, the accounting standards of financial instruments have been established and commercial law has been revised as well. Moreover, financial instruments have come to be evaluated on the basis of the current price standard.

キーワード情報提供機能 資産評価 取得原価主義 時価評価
評価益の配当

はじめに

1998年(平成10年)に、大蔵省と法務省の両省名で「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」(以下、単に「報告書」と言う)が発表された。

本報告書の背景等については、報告書の「はじめに - 開催の経過等」に述べられているが、最近の金融証券市場のグローバル化及び金融商品の多様化等を踏まえ、会計基準の一層の整備が望まれている中、1996年11月に橋本内閣総理大臣から、金融システムの改革を2001年までに完了するプランをまとめるように大蔵と法務の両大臣に指示があった。これを受けて大蔵省内の企業会計審議会では、国際的に遜色のない企業会計のディスクロージャー制度に向けて審議を進め、1997年に、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」と「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」を公表した。その中で、時価評価の導入について、商法の取得原価主義及び利益計算上の取扱いとの調整を提言している。

このような背景の下で、本研究会が立ち上げられ、その研究の成果が報告書として発表されたのである。

「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」(1998年)の意義(江部)

そして、本報告書を契機とし、1999年に商法が改正され、金融商品の一部において、これまでの取得原価から時価評価が出来る途が開いたのである。このことは、商法の会計にとって一つの変化が起きたと考えられる。

そこで本稿では、商法の会計に一つの変化をもたらしたと考えられる本報告書を、順を追って読み進み、重要と考える点について論究するものである。

1 「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」の要旨と論点¹⁾

1.1 商法と企業会計との関係について

1.1.1 商法及び企業会計における会計目的

それでは、報告書にしたがって、「商法及び企業会計における会計目的」から見て行く。ここでは、証券取引法の会計の目的は、公開会社を対象とし、投資家に投資情報を提供する機能が中心であり、この観点から企業の財政状態及び経営成績を明らかにすることが必要である。又、商法の会計の目的は、非公開会社をも対象とし、債権者と株主の利害調整機能又は債権者保護を中心にしているが、これと並んで「株主に対する情報提供機能も重要な目的の一つ」であり、財産計算のみならず期間損益計算が一層重視されるようになって来た。この面では、「証券取引法の情報提供機能と実質的に同一の役割を担っている」との認識を示している。

そして、情報提供機能は両者に共通するのだから、企業の財政状態及び経営成績を表す基礎となる利益計算に違いが生じることは利害関係者の判断を誤らせる虞がある。又、商法の債権者保護の観点からも、配当可能利益が恣意的に操作されることを排除するため、利益計算が公正な会計処理を通して適正に行われることが望ましいと述べている。

したがって、証券取引法と商法では、「要求される情報について差異があるとしても、財産計算及び利益計算は基本的に一致するように調整が図られてきたところである」と結んでいる。以上が、本節の要約である。

さて、本節においては、次のことを論究しなければならないと考える。まず、証券取引法の会計の目的は、「投資家に投資情報を提供する機能」と言うことは問題ない。

次に、商法の会計の目的は、「債権者と株主の利害調整機能又は債権者保護」と述べている。これも一般的に言われていることで問題ない。

ただし、「これと並んで株主に対する情報提供機能も重要な目的の一つ」と言い、そして、「証券取引法の情報提供機能と実質的に同一の役割を担っている」と述べているが、この点については整理をして論究する必要がある。

まず、報告書で使われている「情報提供機能」の用語の解釈、すなわち用語の使い方であるが、会計学において情報提供機能と言う場合は、証券取引法における会計の機能である、「投資意思決定に有用な会計情報を提供すること」を指すものとする。それが報告書では、一般的

な用語の定義（意味）で使っているように思う。

次は、「株主に対する情報提供機能の面では、（商法の会計目的は）投資家に対する証券取引法の情報提供機能と実質的に同一の役割を担っている」との認識を示しているところである。

果たして、報告書で述べている「株主」とは、どのような株主を指しているのか明確でない。商法において株主とは、社員である「現在の株主」を指す。一方、証券取引法では、投資家である潜在的投資家、すなわち「潜在的株主」と「現在の株主」の両方を指す。

それから、商法と証券取引法の「情報提供機能の性質」に違いはないのか。商法は、受託責任上、そして利害調整機能上、「硬い測定」、すなわち「1円まで正確」な決算書が必要とされる。一方、証券取引法は、証券市場においての投資の判断をするための有用な情報で良いわけだから、何も「1円まで正確な硬い測定」でない「軟らかい測定」の会計情報で目的は達せられるわけである。そして、証券取引法では、会計情報の適時性、すなわち証券市場取引に影響を与える情報については、迅速な情報提供が求められている。

これらの主張を裏付ける文献として、先ず始めに、「円卓討論 財務会計：会計認識領域の拡大 - 現状と課題 - 」における藤井秀樹の発言を採り挙げる²⁾。藤井の発言の要約は、次のとおりである。

株主への情報提供と投資意思決定のための情報提供とは相当違う。株主への情報提供は、株主総会を開催し実施する上で当然必要である。商法がその考え方を持っていることは、会計・商法学者も言っている。しかし、投資意思決定のための情報提供、これは証券取引法上の考え方であって、会計学者がこの問題に接近する場合は、商法の会計の主目的は利害調整であり、企業会計・証券取引法の会計の主目的は投資意思決定に有用な情報を提供するとの二本立ての枠組みで議論する。

又、商法は、単なる情報提供機能であり、証券取引法は、投資意思決定に有用な情報の提供という機能で、これには潜在的な株主や将来の債権者も入ると述べ、商法と証券取引法の情報提供機能の違いを明確に述べている。

つまり、藤井の発言を敷衍して言うと、商法における単なる情報提供機能は、会社において、社員である現在の株主に対して、経営者が受託責任を果たすため、貸借対照表等の決算書を報告する行為を指す。

又、証券取引法の情報提供機能とは、会社の社員である現在の株主及びその会社に投資するか否か検討している潜在的な株主等も入ると述べ、商法と証券取引法の情報提供機能の違いを明確に述べている。

次は、岸田雅雄の「証券取引法におけるディスクロージャーの論理」を採り挙げる³⁾。岸田は、商法と証券取引法の情報開示、すなわち情報提供の違いについて、次のような趣旨のことを述べている。

商法の情報開示は、主として株主名簿上の株主等に対してなされる。証券取引法の情報開示

「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」(1998年)の意義(江部)

は、不特定多数の投資者に対してなされる。投資者とは現在及び将来の株主である。

又、証券取引法上の情報開示は、基本的に市場取引を前提としている。そこで情報開示しなければならない情報は、その株価に影響を与える情報である。一方、商法では、市場を前提にしていない。すなわち、証券取引法は、情報開示に適時性や公正性が求められるが、商法は、この点に関しては問題とされていない。

ここで岸田は、商法における情報提供は、株主名簿に登載されている「現在の株主」が対象であり、一方の証券取引法は、「現在及び将来の株主」を対象にした情報提供であることを明確に述べている。

それから、証券取引法は、証券市場における株価取引のために必要な情報を、迅速に提供されること、すなわち情報提供の適時性が求められていることと、インサイダー取引等の排除、すなわち情報提供の公正性を求めている。

最後に、安藤英義の『新版 商法会計制度論 - 商法会計制度の系統的及び歴史的研究』を採り挙げる。安藤は、企業の会計の性質について、次のようなことを述べている⁴⁾。

企業の会計には、利害調整と情報提供と言う二つの大きな機能がある。まず、利害調整とは、財産・持分を巡る当事者間での取るか取られるかの利害の線引きを言う。そのための企業の会計では、絶対額が重要であり1円まで争う。利害調整は企業の会計の本質的な機能であり、この機能が欠けた企業の会計は統計と区別が付かなくなる。

次に、情報提供とは、関係者に状況を知らせるための情報の提供を言う。そのための企業の会計は、場合によって絶対額でなく概数による計算・表示が許される。情報提供と言う機能の企業の会計は統計と区別が付かない。

このように安藤は、利害調整機能は「取るか取られるかの利害の線引き」の企業の会計であり「1円までの絶対額」が必要、又それが企業の会計の本質的な機能であると述べている。一方、情報提供機能の企業会計は「絶対額でなく、概数による計算・表示」であることを述べている。

ここで、本節の論点を整理すると、一つは「情報提供機能」の用語の使い方であるが、情報提供機能の正しい用語の定義は、会計学上の企業の会計機能の理論から編み出されたもので、「証券取引法上の投資家に対する投資意思決定に有用な会計情報を提供すること」である。だから、商法に証券取引法と同じ情報提供機能が在ると言うことにはならない。

ただ、報告書は、商法は株主に対する情報提供機能が在り、投資家に対する証券取引法の情報提供機能と実質的に同じであると述べている。と言うことは、商法の株主に、現在の株主のみならず、潜在的株主も入ることになる。この点について言えば、商法が対象にしている株主は、あくまでも会社における社員である現在の株主を指している。なぜかと言えば、それは商法の会計目的の一つである、現在の株主に対して、受託責任を果たすためにあるからである。商法の規定は、貸借対照表や損益計算書は、直接、現在の株主に開示される。そして、債権者

保護の目的から、現在の債権者に対して、会社の本・支店において、貸借対照表や損益計算書が縦覧に供される。親会社の株主が子会社の貸借対照表や損益計算書を閲覧する場合ですら、裁判所の許可が必要である。

それから、これも商法の債権者保護の観点からであるが、現在の債権者の利便性のため、貸借対照表や損益計算書の要旨を、新聞等に公告しなければならない旨が規定されている。そうすると、その公告は誰でも見る事が出来るわけであるから、例えば、その会社に投資しようと考えている潜在的株主も見ることが出来る。しかしそれは、副次的な効果であって、潜在的株主等に開示をする目的で公告をしているわけではない。だから、これをもって商法に投資家に対しての情報提供機能が在ると言うことにはならない。又、商法の受託責任と債権者保護のための企業の会計は「硬い測定」が必要であり、一方、証券取引法の投資家に対する情報提供の企業の会計は「軟らかい測定」で目的を達する。このように、商法と証券取引法は、企業の会計の性質がまったく異なるのである。ゆえに、商法に証券取引法と同じ情報提供機能が在る等とは到底言うことは出来ない。商法の会計の目的は、あくまでも受託責任、利害調整機能及び債権者保護である。

しかしながら、報告書は、商法の会計の目的は「株主に対する情報提供機能も重要な目的の一つ」であり、「証券取引法の情報提供機能と実質的に同一の役割を担っている」と、敢えてこのような認識を示している。このことは一体、何を意味し、何を狙っているのか。

一つ考えられることは、企業の会計を取り巻く環境がグローバル化し、国際的に「投資意思決定に有用な情報提供機能」がなお一層求められていることを鑑み、商法の会計の目的である受託責任、利害調整機能及び債権者保護の重要性はもちろん重要なことだが、国際的に情報提供機能が第一義的に求められていることから、我が国の企業の会計が国際的に取り残されることのないように、敢えてこのような認識を示したのであるだろうか。もし、そうだとしたならば、それは一つの見識として認められるが、それには商法を改正する必要がある。

1.1.2 商法計算規定と会計基準の位置づけ

次は、報告書の「商法計算規定と会計基準の位置づけ」であるが、ここでは、企業会計原則を始めとする企業会計審議会が設定した会計基準は、我が国の会計実務において一般に公正妥当と認められる会計慣行として広く根づいている。又、商法では、「第32条第2項の「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付イテハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」との斟酌規定の解釈上、企業会計原則は、「公正ナル会計慣行」の中心をなすものと解されている。

さらに、これまでも企業会計審議会の答申及び意見書が商法の計算規定等の改正に逐次反映されると共に、商法の計算規定の改正に合わせて企業会計原則が改定され、商法の計算規定と企業会計との相互調整が図られてきたという経緯がある。このような経緯から、商法における計算規定と企業会計とは相互に密接に関係し、両者が相まって我が国の会計実務が形成されて

来たと述べている。

さて、報告書がここで何を述べようとしたのかであるが、もう少し整理して見ると、企業会計審議会が設定した企業会計原則・企業会計基準は、一般に公正妥当と認められる会計慣行となっている。企業会計原則は、商法第32条第2項の「公正ナル会計慣行」の中心をなすものである。これまで、商法と企業会計は、相互に調整が図られて来た。つまり、商法と企業会計は一体となって、我が国の会計実務に貢献しなければならないということを述べている。

このことをことさら採り上げて述べている理由は、企業会計審議会は、1997年に、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」と「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」を公表した。その中で、時価評価の導入について、商法の取得原価主義及び利益計算上の取扱いとの調整を提言している。そのために、商法において時価評価の導入を検討してくれと迫っているように思う。

なお、武田隆二は、この辺について、次のような趣旨のことを述べている⁵⁾。

報告書は、商法と証券取引法とでは、要求される企業の会計情報について差異があることを認めながらも、財産計算と利益計算とは基本的に一致するよう調整が図られている。結論的に、商法と証券取引法との計算について、基本的に同じであるから、国際会計基準を中心とした証券取引法において公正妥当と認めたものは、商法上も「公正ナル会計慣行」によるものと認めると言う趣旨である。

ただ、「公正ナル会計慣行」の「公正」とは、「商業帳簿作成の目的」として妥当と言う意味なので、その背後の法理念としての債権者保護の精神があるので、「公正ナル会計慣行」という通過儀礼は、商法の計算理念に即してという意味でのかなり厳しい検問がある。

つまりは、商法の「公正ナル会計慣行」を解釈する場合は、当然のことながら、商法の会計の目的に沿った会計の基準でなければならない。然らば、企業会計基準で提言している「時価評価」が果たしてその目的をクリアーしているか否かが問題になる。

1.1.3 商法における計算規定と配当規制の関係

さて、報告書の1章の最後になる「商法における計算規定と配当規制の関係」では、商法の資産評価規定は、第290条第1項が貸借対照表上の純資産額を基礎に配当可能利益額を算定する構造を採っていることから、商法の計算規定は配当可能利益計算すなわち配当規制が中心である。

配当規制は、主として債権者保護あるいは債権者と株主との利害調整機能という商法の役割からの規制である。そこで、配当規制の方法としてはいろいろなものがありうるし、又貸借対照表上の純資産額を配当規制の基礎とするにせよ、個々の資産評価をどのような方法(時価法、原価法等)で行うかが、配当可能利益額の算定に必ずしも直結するわけではない。したがって、商法で個々の資産の評価をどのような方法で行うかと言う問題と、配当可能利益額をいかに算

定するかと言う問題は、分けて考える事柄ではないかと考えられるので、まず、会計処理方法としての適合の観点から資産評価規定を検討し、その上で、配当規制の観点からの問題の有無を検討して行くことが適当であると述べている。

ここにおける論点は、商法における中心的な会計の役割である債権者保護又は利害調整機能の面からの配当可能利益計算すなわち配当規制の問題と、それと商法の会計の役割において「これと並んで株主に対する情報提供機能も重要な目的の一つ」であり、この面では「投資家に対する証券取引法の情報提供機能と実質的に同一の役割を担っている」と報告書で述べていることから来る資産評価の規制の問題である。

つまりは、商法の本来の会計の役割である債権者保護又は利害調整機能からの配当可能利益計算と、企業会計基準における情報提供機能からの資産評価は、相容れることは出来ないのか。それとも、資産評価については、企業会計基準が担うので、商法は配当規制のみ規定せよと言うことなのか。

この点について、斎藤静樹は、次のようなことを述べている⁶⁾。

情報開示と配当制限の二つの観点から、利益の計算基準を別々に用意して、それらを一つの法律に収めると言うのは至難の業である。現行の商法のように両者の差異が大きくなければよいが、開示規制の充実に伴ってその違いが拡大して行くと、いずれか一方を別の法律に委ねるか、あるいはいずれか一方の基準で他方を規制するという便法を使うしかない。公開会社の開示規制を証券取引法の会計制度に委ねて、商法計算規定は配当規制のための基準に特化する。そして、情報開示コストが負担になる非公開会社は、商法の配当規制の計算基準を開示規制に使う。そうしたクラスごとの分別規制は、会計基準の急速な変化に対応するためにも検討が急がれる。

商法が配当を通じた会社財産の分配と会計情報の開示とを同時に規制しようと言うのであれば、そこでは利益の計算による配当規制を犠牲にしても開示の基準を企業会計に合わせるか、あるいは開示規制を配当規制から切り離して両者を別々に整備するかのどちらかに進むことになる。後者にもさまざまな道筋があるが、もっとも簡単なのは、開示規制を会計慣行に任せ、商法は配当規制に特化する方法である。

いずれにしても、企業会計基準と商法計算規定の間には、生み出される情報の利用目的と、その目的の下で資本や利益の大きさを決める基準との、容易には解消しそうにないギャップがある。もっぱら情報開示を担う企業会計と資本制度による配当規制を同時に支える商法との役割の違いと言うべきである。

斎藤は、ここで、配当規制と開示規制すなわち情報提供機能を、一つの法律で規制することが困難なことを述べ、それら二つの規制は分ける必要があるとの考えを示している。すなわち、商法は配当規制をし、そして情報提供は企業会計が担うということである。

そこで、報告書は、配当可能利益計算と資産評価は分けて考えることが適当ではないかと述

「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」(1998年)の意義(江部)

べているのである。

1.2 金融商品に対する時価評価の導入

1.2.1 時価評価の必要性

報告書の「時価評価の必要性」では、有価証券、デリバティブのような金融商品の多様化、価格変動リスクの拡大、取引の国際化等にあつて、金融商品を原価評価する企業会計基準では、財政活動の実態が財務諸表に適切に表されていないし、投資家にとつても投資対象のリスクとリターンの早期把握が難しい。又、企業側も、自社のリスク管理及び財政活動の成果の把握に問題があると考えている。さらに、日本企業の国際市場での資金調達及び海外投資家の日本市場での投資の活発化という状況の下で、会計情報は国際的観点から比較可能性が強く求められており、金融商品の取引に関し、我が国の企業会計基準の国際的調和が喫緊の課題となっている。

デリバティブ取引、市場性のある有価証券等の金融商品は、これまで注記の時価情報等で財務諸表を補完して来たが、今後は直接財務諸表に反映させて行くことが必要になって来ている。

このため、企業の保有する金融商品に内在するリスクとリターンを的確に財務諸表に反映させるために時価評価を導入する必要性が生じて来ている。これらの必要性は単に企業会計上の要請からだけではない。例えば、評価損益が企業の収益力や負債の返済能力に影響することも考えられ、時価の変動を適時に顕在化させて行くことは、商法における債権者保護の観点からも重要な要請ではないか。したがつて、商法においても金融商品の時価評価が導入されることが望ましいと述べている。以上が、要旨である。

このことを敷衍して言うと、報告書は、金融商品を原価評価している現在の会計の基準の下では、金融商品の多様化、価格変動リスクの拡大、取引の国際化等の状況下にあつては、企業の財政活動の実態が財務諸表に適切に反映されていない。その結果、投資家にとって投資対象のリスクとリターンの早期把握が困難になっている。又、企業も、リスクの管理及び財政活動の成果の把握に問題がある。さらに、国際的に会計情報の比較可能性が強く求められている。

このため、時価評価を導入する必要性がある。これは企業会計基準のみならず、商法の債権者保護の観点からも、時価変動の適時の把握は必要であるとする。したがつて、商法においても金融商品の時価評価の導入が望まれると述べているのである。

ところで、時価情報の開示は、1990年に「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」が公表されると、これを受けて逐次、金融商品の時価情報が注記の形で開示されて来た。しかし、直接財務諸表で開示するものでなければ、不十分であると言われていたのである。

この辺に関連して、辻山栄子は、次のような趣旨のことを述べている⁷⁾。

これまでの我が国の会計の基準は、資産の評価基準の取得原価主義と、収益の認識基準の実

現基準が表裏一体となった、いわゆる原価・実現基準に基づく発生主義会計である。

それが、なぜ金融商品について時価評価が求められているのか。その理由として国際会計基準の動向が在る。では、なぜ金融商品の時価評価が国際的な動向になったのか。

その理由の第一は、金融投資に関する成果とリスクに対する情報ニーズの高まりにある。証券市場の発達に伴い、企業の金融投資の規模が飛躍的に拡大し、金融投資の成否が企業の命運を左右すると言う時代が到来した。その結果、従来の企業会計基準でオフバランスされて来た、有価証券の含み損益やデリバティブ取引に対してオンバランスを求める時代的な要請が高まった。

第二は、より本質的な理由だが、事業用資産とは異質な金融商品の特性による。それは事業用資産とは異なり、金融商品は誰が持っていてもその価値は変わらない。その時価には、市場の平均的な期待が反映されている。金融商品には創意工夫を凝らして使用することによって生み出される価値（のれん）が存在しない。

したがって、その時価の変動は、金融商品への投資の成果を直接表していると考えられる。その意味で、従来の事業用資産を前提とした企業会計基準における資産評価と業績評価の方法が、金融商品には当てはまらないことになったのである。

つまり、報告書は、商法においても金融商品の時価評価が必要であるとの認識を示している。それでは、なぜ必要なのか。その理由について、辻山は、企業の金融投資の規模が増大し、その金融投資の成否が企業の命運を左右する時代になった。その結果、金融商品については、従来の取得原価主義では、企業の財政状態が的確に把握出来ないと言う国際的な動向が在る。それから、本質的な理由として、従来からの取得原価主義は、事業用資産のような、すなわち創意工夫で生み出される価値（のれん）の評価には適しているが、金融商品には「のれんの価値」はなく、誰が持っていようがその価値は変わらない。すなわち市場の取引の時価が金融商品の価値であると述べているのである。

1.2.2 金融商品の時価評価を行う会社の範囲

次の、報告書の「金融商品の時価評価を行う会社の範囲」では、金融商品の時価評価は、企業の財政状態及び経営成績をより適正に表示することを目的としているから、会社の規模により時価評価の必要性に違いが生じることはない。したがって、全ての会社に同一の評価基準が採用されることが望ましい。

しかし、非公開会社の場合は原価評価でも情報提供機能が損なわれないのではないかと、又、金融商品の取引や保有が少なく、時価評価を行ってもその評価損益の重要性が乏しい会社もあるのではないかと。だが、このような会社にまで時価評価を強制しなくても、商法の法益の観点から弊害は乏しいのではないかと。投資家保護の観点からより統一的な会計処理が求められる公開会社については、企業会計基準に沿った時価評価を強制することが必要。したがって、証券

「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」(1998年)の意義(江部)

取引法上の開示において時価評価が強制された公開会社については、商法に時価評価を行う会社の範囲についての明文規定を置かない場合にも、公正な会計慣行が斟酌されることにより商法上も時価評価を行うこととなると解する。反面、中小会社等に対しては、時価評価を行わないことが直ちに違法とならないう、実務に配慮した検討が進められる必要があると述べている。以上が、要旨である。

つまり、金融商品の時価評価の目的は、企業の財政状態と経営成績を適正に表示をすることなので、企業の規模に関係なく時価評価の必要性がある。

しかし、利害関係者が限定されている非公開会社は、原価評価でも情報提供機能は損なわれない。又、金融商品の取引や保有が少ない会社も同様である。

だが、証券取引法で時価評価を強制される公開会社は、商法に時価評価をしなければならない会社の範囲の明文規定がなくとも、公正な会計慣行が斟酌されることにより、時価評価が義務付けられると報告書は述べ、ここでも、企業会計基準は、公正な会計慣行であることを強調している。

1.2.3 時価評価の対象とする金融商品

そして、報告書の「時価評価の対象とする金融商品」では、時価評価の対象とする金融商品は、企業会計基準で明確にする。なお、商法で現在評価規定を置いている流動資産、金銭債権及び有価証券(株式、債券)については、時価評価の規定を定める必要がある。デリバティブについては、企業会計基準で時価評価と定めるので、商法では「公正な会計慣行」として斟酌するのが適当であると述べている。

1.2.4 時価評価差額と配当規制

さて、報告書の「時価評価差額と配当規制」では、金融商品の時価評価をした場合の評価差額について、これを損益計算に含めるか、又は貸借対照表の資本の部に何らかの項目で直接掲記するかの考え方がある。前者については、配当規制の問題として商法で検討する必要がある。後者の会計処理方法については、さらに、利益処分や準備金等としての位置付け等の問題は、企業会計基準で明らかにすると述べている。

以上のとおり、第1章においては、報告書の見出しに沿って内容を整理した上、論点と思うところについて論究して来たところである。次章からは、報告書の発表後における企業会計基準と商法の動向について見て行くことにする。

2 企業会計基準における金融商品の時価評価

ところで、本報告書に先立つ1997年6月6日に企業会計審議会は、「金融商品に係る会計処

理基準に関する論点整理」(以下、単に「論点整理」と言う)を中間報告として公表している。

この論点整理では、「金融商品については、時価の変動を財務諸表において認識することによって財務活動の実態をよりの確に反映した情報を投資者に提供することが必要であると言う基本的認識に立って、金融商品についての時価評価導入の在り方を検討する」(1.(1) 時価評価導入の必要性)とし、又、「金融商品の時価評価は・・・現行の商法の計算規定との間に不一致が生じることから商法との調整を行うことが必要になると考えられる」(商法との調整)との認識を示している。

なお、論点整理後の商法の動向としては、「商法と企業会計の調整に関する研究会」が立ち上げられ、その成果品として報告書が発表された。又、法務省法制審議会商法部会において、時価評価について審議された経緯がある。

そして、この論点整理の議論を経て、1998年6月16日に(つまり、報告書と同日付けで)企業会計審議会は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書(公開草案)」(以下、単に「公開草案」と言う)を公表した。ここでは、「金融資産については、一般的には、取引市場が存在すること等により客観的な価額として時価を把握出来ると共に、当該価額により換金・決済等を行うことが可能である。このような金融資産については、客観的な時価の測定可能性が認められないものを除いて、基本的な考え方として市場価格による自由な換金・決済等が可能な金融資産については、これを時価評価することが必要であると考えられる」(公開草案概要 3.(1) 金融資産の基本的考え方)との認識を示している。

なお、本公開草案は一部修正されて、1999年1月22日には「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が出され、「金融商品に係る会計基準」が公表された。ここに、表1に示すとおり、企業会計基準における金融商品の時価評価が確定したのである。

表1 金融資産の評価方法 (「金融商品に係る会計基準」(1999年1月))

金融資産の種類		貸借対照表価額(評価基準)			
有 価 証 券	売買目的有価証券	時価 評価差額は損益に算入			
	子会社株式	取得原価			
	関連会社株式	強制評価減	市場価格あり 市場価格なし	時価まで評価減 実質価額まで減額	
	満期保有目的の債権	取得原価又は償却原価	強制評価減	市場価格あり 市場価格なし	時価まで評価減 債権に準ずる

その他有価証券	時価(市場がない場合には取得原価又は償却原価) 評価差額は資本直入、又は、評価差益は資本直入し差損は損益計算書に損失計上 強制評価減 市場価格あり 時価まで評価減 市場価格なし 実質価額まで減額 債権に準ずる
金銭債権	取得価額又は償却原価(貸倒引当金を控除)
デリバティブ	時価(時価算定が困難なものは原価=決済基準) 評価差額は損益に算入
運用目的の金銭の信託	信託財産の構成物である金融資産・金融負債を「基準」に従って評価した額の合計額

出典：大塚宗春『逐条解説 金融商品会計基準』中央経済社、1999年、63頁、図1を参考にして筆者作成。

つまり、金融商品をその属性により、有価証券、金銭債権、デリバティブ、運用目的の金銭の信託(特定金銭信託等)に分けて評価基準を決めている。金融商品は価格変動リスクを認識することが投資情報として又経営情報としても重要であるから、客観的な時価を把握することが出来るので、当該価格により換金・決済出来る金融商品は時価評価とし、原則として当期の損益に反映させることにしたのである。ただし、直ちに売却を予定しない有価証券(その他有価証券)については、時価評価差額を損益に計上しないで資本の部に計上する等して保有目的に応じた処理を採った。

時価が貸借対照表にオンバランスすると言う意味での時価評価は、今回の金融商品が初めてである。貸借対照表上時価評価する金融資産及び金融負債は、有価証券、運用を目的とする金融の信託、そしてデリバティブである。

このうち有価証券については、さらに 売買目的有価証券、子会社株式及び関連会社株式、満期保有目的の債券、 その他有価証券に分類され、そのおのおのについて違う扱いを決めている。時価評価するのは、このうち と である。まず、売買目的有価証券は、時価評価したうえ、その評価差額は当期損益に算入する。売買目的有価証券の時価の変動はそれ自体業績を表しているものと考えられている。それに対し、満期保有目的の債券については取得原価又は償却原価法による価額が付される。満期保有目的の債券は、その投資の成果を表すキャッシュフローが既に確定しているから、時価ではなく確定したキャッシュフローによって業績を評価することが合理的であると考えられる。

又、子会社株式及び関連会社株式は取得原価で評価する。それらの株式は外形的には金融商品であっても、投資の成果は市場での換金によって達成されるのではなく、投資対象会社の業

績に連動していると考えられているからである。ここでは持分法を適用することも考えられるが、連結財務諸表のみ適用するものとしている。

それから「其他有価証券」であるが、の中には と 以外の長期保有目的の有価証券が含まれる。いわゆる持合株はここに含まれる。この「其他有価証券」は、貸借対照表上時価評価し、評価差額は損益計算書上の当期利益には算入しないで、資本の部に別記し、その実現時(売却時)に当期利益に算入する。つまり、貸借対照表上は時価評価するが、評価差額は「業績」を表す利益とは見ないのである。

なお、運用を目的とする金銭信託は、当該信託に係る信託財産を構成する金融資産と負債を時価評価し、評価差額が当期の損益に反映する。又デリバティブ取引によって生じる正味の債権・債務は時価で評価し、ヘッジ会計の要件を満たしているもの以外は評価差額が当期損益に反映するとしている⁸⁾。

3 商法における金融商品の時価評価

このような企業会計基準の動向に対して、一方の商法は、1997年12月より、法務大臣の諮問機関である法制審議会商法部会において、資産の評価基準(金融資産の一部について時価による評価を認める)の見直しに関する問題点の洗い出し作業が始められ(なお、ここでは、完全親子会社関係の創設のための手続き及びこれに伴う親会社の保護についてのテーマを主題としているが)、1998年7月8日に「親子会社法制等に関する問題点」(以下、単に「問題点」と言う)として公表された。この問題点の「等」の中に、金融資産の時価評価が入っている。

そして、問題点の議論を経て、1999年1月27日に「商法等の一部を改正する法律案要綱案」(以下、単に「要綱案」と言う)として公表された。かくして要綱案は1999年3月10日に「商法の一部を改正する法律案」として国会に提出され、同年8月9日に成立された。そして、金融資産の時価評価に係るところは2000年4月1日から施行されたのである。

改正された商法では、市場価格のある、金銭債権、社債・国債・地方債・その他の債券、株式を時価評価出来るものとした。そして、時価評価の総額が取得価額の総額を超えたときは、その差額だけ貸借対照表上に未実現の利益として計上され、配当可能利益計算は、貸借対照表上の純資産額から、時価評価増加分を控除すべきとされた。

ここに一部の金融資産については時価評価をすることが認められたが、具体的な時価評価の基準については商法第32条第2項の公正な会計慣行に委ねられることになった。つまり、公正な会計慣行を斟酌して「金融商品に係る会計基準」を使用すれば商法上適法なものとすると言うことである。

最後に、「商法と企業会計基準の調整に関する研究会報告書」の前後に公表された、企業会計基準の意見書等、商法の改正及びIASBとFASBの基準等を一覧にすると表2のとおりである。

「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」(1998年)の意義(江部)

この年表から、金融商品に関する時価評価の基準等は、この時期に集中的に出されたことが分かる。かくして、このような経過等を経て、我が国における企業会計に、金融商品の一部であるが時価評価が導入されたのである。

表2 金融商品の時価評価規準

	企業会計基準	商法等	IASC・FASB
1994年			FASB基準書119号「金融派生商品と金融商品の公正価値の開示」
1995年			IAS32「金融商品；開示と表示」
1997年	「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」		IASC「金融資産と金融負債の会計処理に係るディスカッションペーパー」
1998年	「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書(公開草案)」	「商法と企業会計基準の調整に関する研究会報告書」	FASB基準書133号「デリバティブ及びヘッジ活動に関する会計処理」 IASC；E62「金融商品；認識と測定」 IAS39「金融商品；認識と測定」
1999年	「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」 「金融商品に係る会計基準」	「商法改正要綱案；金融商品の時価評価の選択可」 「商法の一部改正」	

出典：参考文献『会計法規集(最新増補第18版)』中央経済社編、2002年、及び大塚宗春『逐条解説 金融商品会計基準』中央経済社編、1999年から筆者作成。

おわりに

本報告書の目的は何で、狙いはどこにあったのか。それは、企業の会計を取り巻く国際環境

が変わって来たから、我が国の企業会計においても、国際的な動向に沿った新しい基準を作らなければならないと言う強い意識が働いたと見る事が出来る。すなわち、貸借対照表のオンバランス項目に対して、情報の透明性を高める時代の波が、とりわけ金融商品の時価評価導入へと展開したのである。

それで本研究会は、商法における会計のうちで金融商品については、これまでの取得原価主義から時価評価に変えなければならないとの認識に至ったのである。

しかし、商法において取得原価主義を採用しているのは、いわゆる「1円までの硬い測定」をする必要があるからである。その理由は、商法の会計は、受託責任を果たし、債権者を保護し、かつ利害関係者間の利害を調整するのが目的であるからである。しかし、金融商品の評価を取得原価する下では含み損益が出るため、企業の的確な財政状態を表していないと言う批判があった。そこから、時価評価が台頭して来たのである。

そこで本報告書は、商法の会計においても情報提供機能が重要な目的であると言い、又その情報提供機能は証券取引法と実質的に同じであると述べた。これに対しては疑義がある。そもそも情報提供機能とは、証券取引法の会計の目的を指して述べたものである。すなわち、それは投資意思決定に有用な情報を提供する機能である。もし、商法の開示規定を指して、証券取引法と同じ情報提供機能があると言っているのであれば、それは副次的な効果であって商法の会計の本来的な機能ではない。又、それが投資意思決定に有用な情報を提供しているかは、疑わしい。商法の会計は、あくまでも受託責任及び債権者保護、それから利害調整機能が目的であるから、「公正な会計慣行」を解釈する場合も、その商法の会計の目的に縛られる。つまり、金融商品の時価評価の基準は、その商法の会計の目的に合致していなければならないのである。

しかしながら、本報告書は、敢えて、商法に証券取引法と同じ情報提供機能が存在しており、そして、その情報提供機能を果たすためには金融商品を時価評価する必要であると述べている。このことは、商法における従来からの取得原価主義の会計から、金融商品を時価評価することが必要であることを主張して、商法の会計における新しい制度の導入を促しているといえることが出来る。

その後、本報告書を受ける形で商法が改正されて、金融商品の一部について時価評価が出来る旨の規定が制定された。そして、具体的な時価評価の基準については、「公正な会計慣行」として「金融商品に係る会計基準」を適用するという途が開いた。本報告書の意義は、まさに、ここに見出すことが出来るのである。

< 注 >

- 1) 本稿では、大蔵省・法務省「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」1998年(平成10年)6月16日(『会計法規集(最新増補第18版)』中央経済社編、2002年掲載)の各章・節と同じ見出しを付け、始めに報告書の要約をしてから、次に論究を行う。

「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」(1998年)の意義(江部)

- 2) 「円卓討論 財務会計：会計認識領域の拡大 - 現状と課題 - 」『會計』、森山書店1998年2月号(第153巻第2号)105-137頁における藤井秀樹の発言の要約である。
- 3) 岸田雅雄「証券取引法におけるディスクロージャーの論理」『企業会計』'98 Vol.50 No.1、1998年、99頁の抜粋要約である。
- 4) 安藤英義『新版 商法会計制度論 - 商法会計制度の系統的及び歴史的研究』白桃書房、1997年、354-357頁の抜粋要約である。
- 5) 武田隆二『最新 財務諸表論 第10版』中央経済社、2005年、133-134頁を要約している。
- 6) 斎藤静樹「会社の計算をめぐる商法改正の成果と問題点」『商事法務』No.1569、商事法務研究会、2000.8.25号、38-44頁を抜粋して要約したものである。
- 7) 辻山栄子「時価会計の概要と導入の背景」『税理』Vol.42 No.8、ぎょうせい、1999年7月号 97-102頁を抜粋して要約した。
- 8) 辻山栄子前掲論文参照。

主指導教員(木下勝一教授)、副指導教員(小山洋司教授・澤田克己教授)